

立川市における生涯学習の振興方策について
(答 申)

令和元年 1 1 月

立川市生涯学習推進審議会

目次

答申にあたって	2
第1章 生涯学習社会の実現－市民の共学・協働に育まれたまちづくり...	3
第2章 重点施策について	5
第3章 施策目標、施策の方向、具体化の取組	6
第4章 施策の体系	13
～資料編～	14
審議の経過	14
審議会委員名簿	15

答申にあたって

本答申は、令和2年度を初年度とする立川市第6次生涯学習推進計画を策定するため、平成31年1月21日、立川市長より「立川市における生涯学習の振興方策について」との諮問を受け、8回の審議を経て取りまとめたものである。については、審議会での審議結果を踏まえ、次のとおり答申する。

令和元年11月19日

立川市生涯学習推進審議会 会長 倉持伸江

第1章 生涯学習社会の実現

—市民の共学・協働に育まれたまちづくり

立川市では、平成4（1992）年度に第1次生涯学習推進計画を策定以降、平成27（2015）年度に策定された第5次計画まで、時代の変化や市民のニーズ、地域の実情に応じて生涯学習を推進するための計画を策定してきました。教育基本法第三条でも、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とその理念が示されています。そこで、生涯学習社会の実現に向けて、市民が主体的に共に学びあう「共学」、生涯学習による社会参加とまちづくり、市民と行政との協働による生涯学習推進といった、これまでの計画で重視してきた理念を、第6次計画でも継承すべきと考えます。

そのうえで、第5次計画からの状況の変化を踏まえ、新たに取り入れるべき観点として以下のようなことを提案します。

生涯学習はすべての人の成長や自己実現、生きがいや生活課題の解決といった一人ひとりのためのものであるだけでなく、人と人とのつながりづくりや地域課題の解決、まちづくりといった地域にとっても重要なものです。生涯学習推進計画の取組状況について生涯学習推進審議会が評価コメントを検討する中で、生涯学習の成果は、すぐに目に見える形で現れるものではなく、地域を担う将来世代を育む長期的な視点に立った取り組みが重要であることを再認識しました。市民の学びの力をまちづくりに生かすためには、持続可能なしくみをつくる必要があります。

立川市が行った「生涯学習に関するアンケート」（平成30（2018）年10月実施）では、前回調査時（平成25（2013）年）と比較して、「何らかの生涯学習をした」人はやや増加する一方で、「特に学習をする必要がない」「生涯学習をしたいとは思わない」という人も増えていることが分かりました。また、「たちかわ市民交流大学」をはじめとする各種取り組みの認知度が上昇し、一定の成果が出ていることが分かった一方で、情報提供などの面でインターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用を求める声が高まりを見せていることも浮き彫りとなりました。次期計画では、学びたい人にこたえるだけでなく、多様な市民のニーズにこたえる事業の推進やすべての人が学べる機会の提供、さらにはさまざまな媒体の活用による広報や学びの裾野を広げる情報発信により力を入れて取り組むことが求められます。

立川市生涯学習推進審議会では、市長からの諮問（平成29（2017）年7月）に応じ、平成31（2019）年1月に「『学社一体』へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について」を答申しました。すでに学校教育・生涯学習（社会教育）の両面で「立川市民科」が展開されていますが、特に生涯学習における「立川市民科」について、「地域について知る」学びから、「地域について知り、学びあいを通して共有し、今後どうしていけばいいか考え、実際に働きかける」ようなものに発展させ、積極的に推進していくことが求められます。また「学社一体」の実現に向けて、学校と地域学習館の相互理解を深めるしくみづくりや、「学社一体」を支える学校関係者、地域学習館職員、地域のさまざまな施設・団体とのネットワークの構築を進めてください。

さらには、地域に身近に安心して参加しやすい学びの場が確保されていることも重要です。施設再編計画の最中ではありますが、学習施設の充実と利便性の拡充、施設の維持管理に努めてください。

立川市の生涯学習は「共学」「協働」によって推進されてきました。この特徴をより一層生かしながら、市民と共につくる学びの場づくり、各種団体・組織などと連携した学習機会の創出、学びに関わる市民や組織との協働を進めることを期待します。

第2章 重点施策について

立川市第6次生涯学習推進計画の目指す「生涯学習社会の実現 — 市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を実現するために、3つの重点施策の推進が必要です。

この重点施策は、施策の体系の土台となるもので、立川市の生涯学習を支える基盤となるものです。

● 市民の学びの力をまちづくりに生かす持続可能なしくみづくり

市民の主体的な学びは、一人ひとりの生涯にわたる成長といきいきとしたくらしのためだけではなく、地域につながりをつくり、持続可能な地域社会を実現するためにも不可欠です。地域の中で地域から学び、地域の課題を共有し、学んだ成果を地域で生かす活動は、立川市の文化や歴史を次の世代に伝え、新しい価値を創造する市民主体のまちづくりへとつながっていきます。

たちかわ市民交流大学は、立川市独自の生涯学習支援のしくみとして定着するとともに発展に努めています。また、地域学習館は地域の生涯学習の拠点として、学びあいによる地域をつながりを生み出しています。さらに、「立川市民科」や「学社一体」の取り組みは、学校教育・社会教育の垣根を越えて、子どもから大人まで、地域を学び、持続可能で魅力ある地域社会をつくることを目指しています。

こうした多様で豊かな市民の学びあいや協働を支えるしくみを確立していくことが必要です。

● たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進

たちかわ市民交流大学は、平成19(2007)年に誕生して以降、市民やサークル・団体、NPOやボランティアといった市民組織、市内外の教育機関などと行政が協働し、学習環境を整え、多様な学びを提供してきました。企画運営委員会、庁内調整委員会、市民推進委員会が中心となって、たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びを推進することが必要です。これまでの実績を踏まえ、市民参加の拡大やさまざまな交流の場の提供、市民のニーズに対応した講座の展開、多様な媒体の活用による情報提供などを通し、市民の自己実現や地域課題の解決につながる学びの創出に協働して取り組むことが求められます。

● 地域拠点としての地域学習館での学びの推進

公民館としての伝統を持ち、市が職員を配置して運営している地域学習館は、地域の生涯学習拠点として、またコミュニティづくりの拠点として、市民の学習ニーズを探り、学ぶ楽しさを実感できる環境を整備してきました。地域学習館は、運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働をさらに進め、住民相互の学びあいの機会を提供し、学習情報の提供や学習相談に応じ、市民の学習活動が活性化するよう必要な支援を行うことが求められます。

また、市民主体の地域づくりを目指すために、「立川市民科」や地域活性化事業などの取り組み、地域人材の掘り起こしと育成を通して、地域課題の共有化と課題解決に向けた学習活動を推進することが必要です。こうした取り組みを進めていくためには、学校やその他の施設、地域組織、高等教育機関、民間企業などと連携し、コーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。

第3章 施策目標、施策の方向、具体化の取組

3つの施策目標のもと、それぞれ施策の方向、具体化の取組について提言します。

施策目標Ⅰ いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備 —たちかわ市民交流大学の発展・充実—

子育てや職業による時間的制約や障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、学習権はすべての人に等しく保障されるべきであり、誰もが生涯を通じて学び続けることができるように、学習機会が提供されるように努めなければなりません。個々の市民が行う自己実現のための学びにとどまらず、学習の積み重ねを市民が主体のまちづくり・地域づくりに結び付けていくことは、今後の生涯学習の重要な役割です。市民の学びあいを通じた交流から生まれる「知縁・学縁」が、地域課題の解決へと発展していくよう、市民と行政の協働のもと、さまざまな事業を展開してください。

施策の方向1 学習機会の充実

生きがいづくりや地域課題の解決につながる学びの創出に向け、生涯にわたって学び続けられるよう、学習機会の充実に取り組んでください。

①市民のニーズにこたえる事業の推進

学びを求めるすべての市民が学びたい内容を、学びたい方法で、学びたい場所で学べるよう、多様な学習機会を創出してください。また、市民のニーズを掘り起こしたり喚起したりするような事業を展開してください。

②すべての人が学べる機会の提供

時間的制約や障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、すべての市民が学ぶことができるような学習機会の提供を具体的に進めてください。

施策の方向2 学びあいを通じた知縁・学縁の形成

市民同士が共に学びあい、高めあうことで生まれる新しいつながりは、地域課題に関心をもち自ら学ぶ契機となっています。こうした知縁・学縁を育み、地域課題の解決や将来世代の育成につなげていくことは、「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」の基盤となるものです。

①交流の場や機会の提供

講座などの受講者・地域学習館利用者同士の交流や、学びに関わる組織のスタッフ同士の交流の場を設け、知縁・学縁の形成や講座内容の充実・発展を目指すことが求められます。

学校教育関係者と社会教育関係者が交流し、双方のニーズを把握することができる場を整えることも必要です。このことは「学社一体」の理念の実現への第一歩でもあります。

②地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進

市民の学びあいの機会を育み、地域課題の共有化と解決に向けた市民の主体的な学びを創出するための支援が必要です。たちかわ市民交流大学などにおいて、地域の中で、地域について、地域から、大人が学ぶ機会をより充実させてください。

社会や地域に貢献したいと思っている市民は多くいます。社会をよくしていこうという市民一人ひとりの、よりよい生き方を習得する市民学習を意識した内容で、学びを推進してください。地域課題の認識を深め、解決策の検討に参画し、地域に自らが主体的に参加し協働するまでの流れを意識した方法の充実を図ってください。学びの成果を地域に生かし還元できていることの見える化を図ることにより、それがさらなる学習意欲の向上になり、好循環を生み発展させると期待します。

また、子どもから大人まで多くの市民が参加したくなるような「立川市民科」や、「学社一体」の活動内容や実施方法の開発が求められます。

施策の方向3 連携・協働による学習環境の整備

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、また市民の学びを個々人の成長・自己実現だけでなく、地域のつながりづくりやまちづくりにつなげていくため、行政と市民、及び市内外の官民学、さまざまな団体・組織と連携・協働した事業を積極的に展開し、ゆたかな学習環境を実現していくことが期待されます。

①市民と共につくる学びの場づくり

行政のみならず、たちかわ市民交流大学市民推進委員会や地域学習館運営協議会、生涯学習市民リーダー、市内で活動するサークル・団体など、市民の立場で学びの企画・運営を担っている方々と連携し、多様な事業を展開することを期待します。

②各種団体・組織等と連携した学習機会の創出

市民の学びに関わる多様な機関や組織の連携・調整を行い、生涯学習の充実に向けた協働の推進に取り組んでください。また、市内外の高等教育機関や民間企業などとの連携・協働による事業を展開し、講座内容の充実に努めてください。

施策目標Ⅱ 市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供 —多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大—

パソコンや携帯電話・スマートフォンなどから多くの情報を受発信することが可能となった一方で、情報格差によって知の機会を逸し、不利益や孤立を招くことも起きています。電子媒体に不慣れな市民には従来の紙媒体で、また障害の違いや多言語に対応したさまざまな方法による情報提供に取り組んでください。情報提供にあたっては、「学習情報提供のその先」にある実際の学習活動を見据え、その契機となるよう留意してください。また、最新の情報を市民に提供するために、市内の関連部署や多様な機関とのネットワークを積極的に構築してください。

施策の方向1 学習情報の提供

いつでも、どこでも、誰もが必要な情報を分かりやすく入手できるよう、よりよい学習情報の蓄積と提供のあり方について検討してください。

①さまざまな媒体の活用による広報

広報たちかわやたちかわ市民交流大学情報誌「きらり・たちかわ」などの紙媒体や、ホームページ、ツイッターなどのSNSも活用し、多様な媒体による情報提供を行ってください。障害のある方に対しても情報を等しく届けられるよう、関連団体とも協力して取り組むことが求められています。

ツイッターなどのSNSは、拡散性が高く広告や広報に有効である一方で、情報が大量かつリアルタイムにやり取りされるメディアでもあるため、認知・拡散されなかった情報はすぐに埋もれてしまいます。行政がただSNSで発信しているだけでは効果に限界があることから、情報の受け手となる市民に認知・拡散してもらうための施策も検討する必要がありますと思われる。

②学びの裾野を広げる情報発信

立川市ではさまざまな講座や学級など学習機会がありますが、そうした事業に参加している市民は全体から見ると多いとは言えません。関心はあるが学びの最初の一步を踏み出せない人、自分にあった学びの機会を見つけられない人などに、情報を届ける工夫が必要です。

③学習相談体制の充実

「市民の共学と協働に育まれたまちづくり」を市民と共に推進していくため、専門的な知識・技術の習得のみならず、地域に密着した人的ネットワークを構築できる職員の育成や、生涯学習に関する相談・助言体制の強化を図ることが求められています。職員

には、学習のコーディネーターとして学習情報の提供を通じた市民ニーズの再発見を行い、市民が抱える課題を学びと結び付け、学習を通して実際に解決できるよう支援していくことが求められています。多言語への対応など、情報通信技術（ICT）の活用についても検討してください。

施策目標Ⅲ 地域人材の育成と学習施設の有効活用 —学びを支える持続可能なしくみの構築—

市民の学習を自己実現のみならず、まちづくりに結び付けていくためには、学習活動の企画・運営支援を行う人材の育成や、地域人材のネットワーク化が必要です。また、地域人材の育成と活用のため、地域に人々が集える場（地域学習館・学習等供用施設など）を確保し、より使いやすい施設を目指して設備などの充実を図ってください。

地域人材の育成と活用、ネットワーク化のために、また多様な団体・組織と連携・協働した学習環境の実現のためには、コーディネーターの働きが必要です。そのために、地域に密着し信頼されるコーディネーターの役割を果たす職員の専門性の育成が不可欠です。地域学習館においても、地域の力を引き出し、結び付け、まとめる役割がますます求められます。

施設の利用にあたっては、自宅のパソコンなどや各施設設置の端末で仮予約ができる施設予約システムを提供するとともに、こうしたシステムの利用が難しい市民にも配慮した、きめ細かい施設の運営方法を検討してください。

施策の方向1 地域人材ネットワークの構築

立川市の生涯学習は、多様な市民参画と地域人材の活躍によって成り立っていますが、これらの方々と協働して、自分の持つ知識や技能を地域のために生かしたいと考えている潜在的な人材の掘り起こしに引き続き取り組んでください。特に地域の核となって積極的に活動を行い、人と人、人と団体などとの橋渡し役を担っていける地域人材の育成を早急に進めてください。

人生100年時代を迎え、シニア世代が個々の生きがいづくりだけでなく、これまでの生活の中で培ってきた豊かな知識や経験を地域で生かしていくためのしくみづくりがますます必要になっています。また幅広い年齢層が学びを通して地域に関わり、交流し、地域に居場所をつくることで、今後の地域を担いゆく将来世代を育むしくみづくりも必要です。

①学びにかかわる市民や組織との協働

これまで立川市では、たちかわ市民交流大学市民推進委員や地域学習館運営協議会委員、生涯学習市民リーダーをはじめとして、各種地域団体や施設利用者団体と共に、それぞれが持つネットワークを生かした地域人材の把握・活用が行われてきました。今後は、さまざまな主体が互いに協働しながら生涯学習施策を推進し、市民力を生かしたまちづくりが実現できるよう多様なネットワークを構築していくことが望まれます。

②地域を担う将来世代を育むしくみづくり

それぞれの地域によって異なる特色と課題をどのように学びとして取り上げ、共有し、解決に向けて取り組んでいくのか、そのしくみづくりに取り組んでください。地域の学習拠点である地域学習館においては、運営協議会委員がこうした取り組みの計画や運営、評価に積極的に関わられるようなしくみを整えるとともに、自治会や社会福祉協議会との連携・協働を図り、出前講座を活用するなどして、地域の中での学習を支えてください。

参加者や利用者からの意見を聞く機会を設けたり、アンケートの実施方法を工夫したりするなど、市民ニーズの把握に努めてください。また、世代間交流の場を設け、地域文化の伝承にも取り組んでいくとともに、これまであまり参加がなかった若い世代の参加を目指して、情報提供の方法や、事業内容・開催時間などについても検討してください。

③「学社一体」と「立川市民科」の推進

「立川市民科」は、地域人材の育成という観点で、他の自治体には見られない特徴的な取り組みです。特に学校教育における取り組みは高く評価できます。一方で、生涯学習における「立川市民科」の取り組みは、徐々に進められてはいるようですが、学校教育に比べて目的や定義が曖昧な部分があり、まだまだ開発する余地があります。

「立川市民科」の取り組みは、「学社一体」の理念の実現のために有効であると考えられます。地域学校協働本部事業や学校支援ボランティアの取り組みなどとともに、学校教育と社会教育の連携を一步ずつでも進めることができるよう、計画策定にあたって明確な目標が設定されることを強く望みます。また、これらの考え方と方向性を市民に分かりやすく発信することも必要です。

「学社一体」は、社会教育だけで推進されるというものではありません。学校教育と社会教育の両方を担う教育委員会が一体となって、市長部局の関係部署をも巻き込んだ積極的な協議が行われることを期待します。

施策の方向2 専門的職員の養成

地域学習館の職員は地域における学習・活動のコーディネーターとしての重要な役割があります。「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」の実現に向け、いま職員に求められることは、まず、住民の地域活動に自主的に参加する仕掛けづくりやそのための学習活動を支援するといった学習側面に関する力です。次に、身近な課題を発見し住民自らが当事者として解決・解消あるいは実現・具体化するために、連携・協働する力を育成する力（ノウハウ）です。具体的には、住民同士にとどまらず、市職員、公共団体・組織、民間企業やNPO法人などの地域の人材や資源（歴史的遺産）といったものを、結び、まとめ、新たな資産（レガシー＝遺産）を築いていく力、対話し行動する力が必要です。

市民の学習支援を通して地域への関心を高め、市民協働によるまちづくりを進められるよ

う、コーディネーターとしての専門的技量を身に付けた職員の養成に取り組んでください。さらに、こうした専門性や市民との信頼関係を、組織として責任をもって育成・継承していくしくみの構築も不可欠です。

ただし「地域学習館としてのコーディネート力」を考える場合、職員だけでは完全ではありません。地域学習館全体の能力を向上させるという考え方に立ち、地域学習館運営協議会をはじめとする地域の方々と協働して運営していく力の育成も求められます。

①コーディネーターとしての職員の養成、研修体制の強化

地域学習館などの学習施設や生涯学習情報コーナーなどの学びに関わる窓口は、人と人、人と学びをつなぐ地域の身近な窓口として、市民の生涯学習活動の推進に重要な役割を果たします。また、職員のコーディネート力は、今後の地域学習館のあり方を考える上で無くてはならない能力であり、積極的な能力開発・育成が求められています。

各施設に配置された職員が、利用者や地域団体との情報交換を通して、地域で活動する団体の活動内容や活動の核となる人材を把握し、その情報を必要とする人と結ぶことができるよう、職員のコーディネート能力のより一層の向上に期待します。

また、具体的な地域課題を学びにつなげる企画力、市民と協働して学びを展開する実践力を、研修などを通じて養うことも求められます。

「社会教育主事」は、「学社一体」を推進する上でも大変重要な役割を持っています。職員を社会教育主事として発令し配置することが望ましいですが、それが難しい場合は、社会教育主事講習及び大学での養成課程の修了者を計画的に配置することも有効です。社会教育主事養成の見直しにより、令和 2（2020）年度から、社会教育主事講習及び大学での養成課程の修了者に「社会教育士」という称号が付与されます（注）。地域学習館職員だけではなく、さまざまな部局の意欲ある職員が新制度を活用することによって、「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」は実現します。既存の社会教育主事資格を持つ職員が「社会教育士」の新しい称号に認証されるために必要な 2 科目の受講を支援したり、新たに資格を取得できるよう支援したりするなど、新制度の活用や研修制度の創設も検討の余地があります。

（注）「社会教育士」について

令和 2（2020 年）4 月から施行される「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」により、社会教育主事講習の修了証書を授与された者に「社会教育士（講習）」、大学などにおける社会教育課程において科目の単位の全部を修得した者に「社会教育士（養成課程）」の称号が付与されることになった。「社会教育士」には、社会教育に関する専門的な学習成果を生かし、NPO や企業などの多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくりなどの社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。なお、改正前の社会教育主事講習修了者・大学での必要単位取得者は、新設された「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の 2 科目を受講することで「社会教育士」を称することができる。

施策の方向3 学習施設の充実

地域の学習施設は、地域学習館運営協議会を中心に、市民との協働で運営してきました。こうした学習施設のさらなる有効活用を推進するために、学習施設の充実と利便性の拡充、市民一人ひとりのニーズに応じた公平で柔軟な施設利用の工夫、多様な地域施設の積極的な活用、すべての市民に開かれた学習施設としての機能の強化が求められています。すべての市民が共に学びあい、活動できるようにするために、より活用のしやすい環境の実現に向け、整備を引き続き行ってください。

①学習施設の充実と利便性の拡充

公共施設再編が検討されています。私たちは、これまでと同じ考え方で施設の維持管理に取り組んでいるだけでは不十分であるということ認識する必要があります。将来にわたって生涯学習・社会教育を推進していくためには「学習の場の確保」は必須条件です。将来的に施設のあり方が変わるとしても、学習施設が持つ「機能」については確実に維持し、市民の学習活動が後退することのないよう、限られた施設・資源を有効活用する方策を今のうちから検討してください。

②公平で柔軟な施設利用の推進や学習施設の連携促進

地域学習館などの学習施設では、利用者の利便性の向上と公平性の確保を目的として、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどから施設の空き状況確認や仮予約ができる施設予約システムを導入しており、幅広い地域からさまざまな年齢層の市民が利用しています。これに対して学習等供用施設は、指定管理者が窓口で直接受け付ける申込方式をとっており、地域住民の身近な学習施設として親しまれています。施設が持つそれぞれの特長を生かして、市民の学習環境の整備と丁寧な情報提供を行うことで、より一層の利用促進が図られることに期待します。

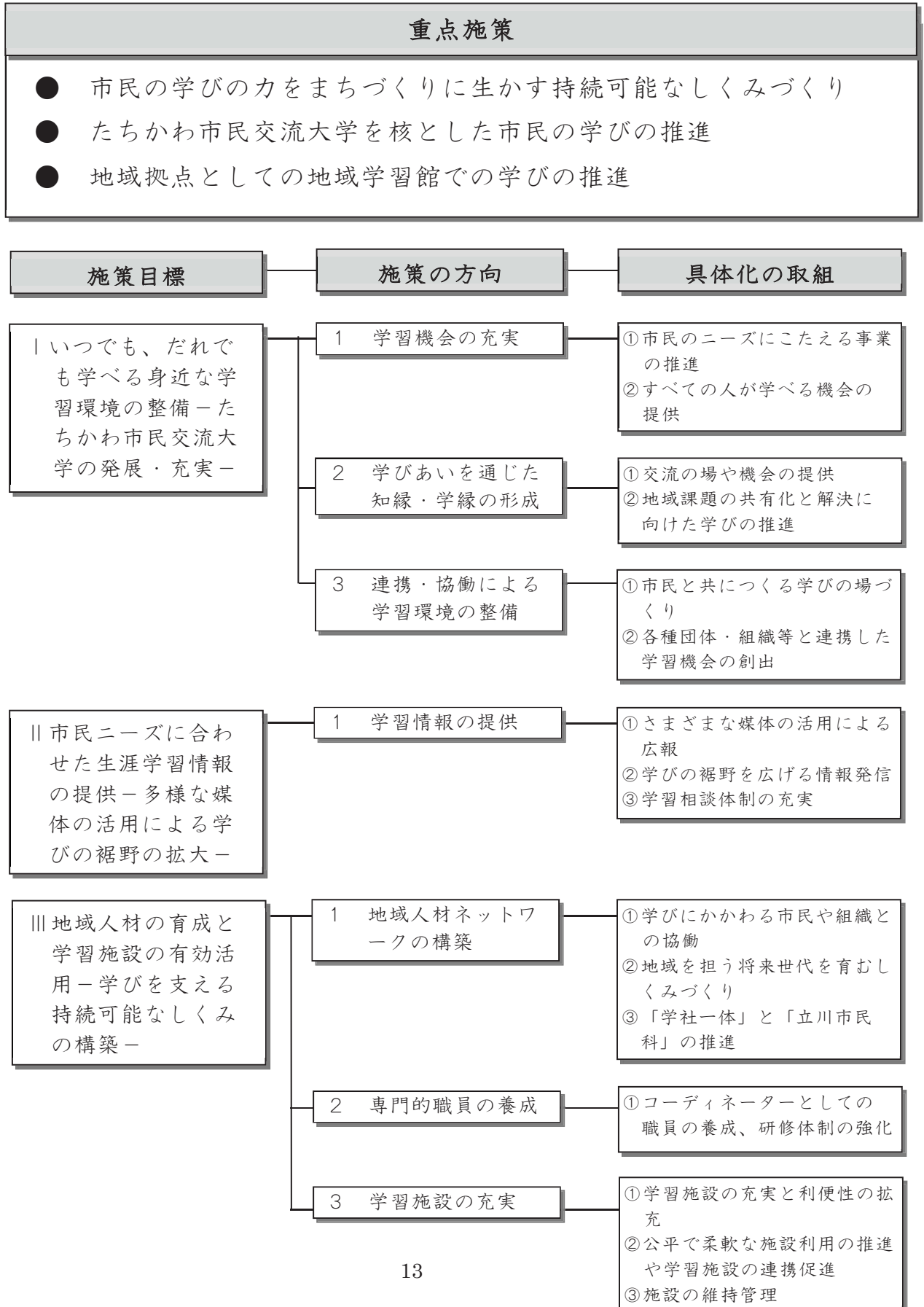
また、地域学習館は、学習等供用施設をはじめ、学校や児童館、図書館、歴史民俗資料館など学びやまちづくりに関わる多様な施設との連携を進め、積極的に活用してください。

③施設の維持管理

施設や備品の老朽化が著しくなっており、学習活動を制限したり疎外したりするひとつの要因となっていることがあります。市民が安心して学習活動を行うことができるよう、適切な更新や維持管理に努めてください。

第4章 施策の体系

生涯学習社会の実現 — 市民の共学・協働に育まれたまちづくり



～資料編～

審議の経過

回	開催時期	審議内容
1	平成31年 1月21日	・第5次生涯学習推進計画の概要及び進捗状況について
2	平成31年 3月22日	・第5次生涯学習推進計画の中間総括について ・生涯学習に関するアンケート結果について ・第6次生涯学習推進計画の体系について
3	平成31年 4月16日	・第6次生涯学習推進計画の体系について ・教育行政を取り巻く現状について
4	令和 元年 5月14日	・第6次生涯学習推進計画の体系について
5	令和 元年 6月25日	・答申案の構成について
6	令和 元年 7月23日	・答申案の構成について
7	令和 元年10月 8日	・答申案の構成について
8	令和 元年11月19日	・答申案の構成について

審議会委員名簿

	氏名	選出区分及び所属等
会長	倉持 伸江	学識経験者（東京学芸大学准教授、錦学習館運営協議会委員）
副会長	檜崎 茂彌	関係団体（柴崎学習館運営協議会委員）
委員	伊東 静一	学識経験者（東京学芸大学非常勤講師）
委員	梅田 茂之	関係団体（高松学習館運営協議会会長）
委員	榎並 隆博	関係行政機関（東京都多摩教育事務所指導課長）
委員	榎本 弘行	学識経験者（東京農工大学大学院農学研究院准教授）
委員	佐藤 良子	学識経験者（NPO法人全国生涯学習まちづくり協会副理事長、立川市自治会連合会砂川支部長）
委員	須崎 伸子	公募市民
委員	竹内 英子	関係団体（幸学習館運営協議会会長）
委員	難波 敦子	関係団体（生涯学習市民リーダーの会会長）
委員	林 勇希	公募市民
委員	眞壁 繁樹	学識経験者（元小学校長、たちかわ市民交流大学市民推進委員会委員、砂川学習館運営協議会副会長）
委員	宮本 直樹	関係団体（立川市社会福祉協議会 市民活動センターたちかわ運営委員長、たちかわ市民交流大学企画運営委員長）

（正副会長を除き五十音順）